

## 八尾市における国際化施策の指針について -大阪府下各自治体の類型化と比較の試みから-

### ■はじめに

- ・近年、総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定するなど、居住する外国人の増加にともなう「国際化」の進展や「ニューカマー」への対応等が求められており、各地方自治体では「国際化」、「多文化共生」等の指針等が策定され、施策が進められている。
- ・八尾市では、1970年代中旬より在日朝鮮人の市民運動が起こり、行政上の差別撤廃を求め、その要求にもとづき行政施策化が進展してきた経緯があり、いわば、「国際化」の先駆地といえ、外国人が「外国人市民」として行政内に位置づけられている。
- ・八尾市での「国際化」にかかる指針は、2003年に策定された「八尾市国際化施策推進基本指針」であるが、大阪府下自治体における「国際化」、「多文化共生」等の指針等は、八尾市での策定以前から策定されているものもある。
- ・これら大阪府下各自治体の「国際化」等の指針等の類型化をはかり、かつ、八尾市の指針に他自治体と異なる特徴があるかどうかを検討する。

### ■八尾市

- ・大阪府東部に位置。2014年1月1日現在、人口26万3,707人のうち外国人は6,600人、比率2.50% (表1)。
- ・外国人登録法が施行された1952年時の外国籍者比率2.6%。
- ・近年、日本の植民地統治に由来する「韓国」「朝鮮」籍者が減少する一方で「中国」、「ベトナム」等のいわゆる「ニューカマー」が増加。
- ・部落解放運動の影響を受けた在日朝鮮人の市民運動が1970年代中旬に起こり、外国人への差別撤廃の一翼を担ってきた。また、これら運動の要求から外国人に対する行政施策が進展してきた。

### ■府下自治体における外国人の比率と国際化等指針の策定状況

#### ○外国籍住民の比率 (表2)

- ・大阪府の外国人比率は2.31% (200,180人)
- ・外国人比率がもっとも高い自治体は大阪市の4.56% (116,348人)
- ・もっとも低い自治体は豊能町の0.38% (82人)

#### ○国際化指針等の策定状況

- ・大阪府国際課提供資料によれば、全43自治体中18自治体が「外国籍住民施策指針」、「国際化基本指針」、「国際化ビジョン」などを策定。うち2自治体は総合計画もしくは会議報告書であり、厳密には指針とはいえない。
- ・もっとも早い策定は東大阪市 (1982年)。
- ・大阪府の外国人比率2.31%より高い比率の自治体は4自治体 (大阪市、東大阪市、忠岡町、八尾市) あるが、うち、指針等を策定しているのは3自治体 (大阪市、東大阪市、八尾市)。
- ・外国人比率が2%を超えるが指針等を策定しない自治体がある一方で、1%に満たないにもかかわらず策定している自治体がある。
  - ・外国人の比率の高さと指針等の策定は一致しない。
  - ・指針等の策定は各自治体の個別状況にもとづく。
  - ・ただし、「在日外国人教育指針」等の在日外国人教育に関する指針等は府下全自治体で策定されている (豊中市の1980年がもっとも早い)。

## ■国際化指針等の類型化の試み

### ○類型化

- ・18指針等中、web上で公開されている10指針等を検討に用いた(表2)。それら指針等はおおむね以下に類型化できる。
- A)「指針策定の趣旨」や「指針の基本的方向」などに外国人の課題がまず書かれており、外国人を市民として位置づけたうえで、「国際化」等を外国人の人権課題の解決、エンパワメントに資するものとして位置づけている傾向が強いもの。
  - 「課題解決タイプ」：大阪市、東大阪市、豊中市、高槻市、富田林市、八尾市
- B)「指針策定の趣旨」や「指針の基本的方向」などで、「国際化」の重点が日本人住民やまちづくりに資するものとした傾向が強いもの。
  - 「まちづくりタイプ」：堺市、泉南市
- C)外国人を市民として位置づけているが、日本人住民やまちづくりの国際化に重点がおかれている傾向が強いもの。
  - 「中間タイプ」：箕面市、四條畷市

## ■他自治体との比較にもとづく八尾市の指針の特徴

### ○他自治体の指針等にかんして

- ・「国際化」と銘打った指針等であるが、そこで重点化されている内容は自治体の個別状況などによって大きく異なる。
- ・「課題解決タイプ」の指針等を策定している自治体は、オールドカマーの在日朝鮮人が外国籍住民の多数を占める自治体(大阪市、東大阪市)、または、在日朝鮮人の市民運動の力が比較的強かった自治体(高槻市、八尾市)となる傾向がある。
- ・ただし、大阪市、東大阪市とも「外国籍住民施策」の指針であり、だからこそ、古くからの住民である在日朝鮮人の存在がふまえられているといえる。
- ・一方では、居住する外国人の存在にほとんどふれられていない自治体もある。
- ・2006年に策定された総務省「地域における多文化共生推進プラン」の影響。

### ○八尾市

- ・名称こそ「国際化」となっているが、実質的には「課題解決タイプ」である。
- ・八尾市では、指針策定までに「八尾市の国際化についての取り組みは、従来から行政、市民運動、外国人コミュニティの連携によって、先進的自治体としての評価を得てきました」とあり、けっして多くはないが、市民運動や外国人コミュニティが八尾市の国際化にはたした役割にふれられている。同様の市民運動が「国際化」を行政に求めてきた高槻市での指針等にはこのような記述はない。
- ・これらの成果は「八尾市が日本全国に情報発信してきた誇りある八尾市民共有の財産」とされ、「これからの八尾市の国際化推進のため、行政、市民運動、外国人コミュニティ、三者の取り組みの歴史を掘り起こし、活用していくことが重要です」ともある。
- ・以上から考えれば、八尾市がいう「国際化」の定義は他の自治体とは異なると思われる。八尾市の「国際化」には、市民運動や外国人コミュニティが重要な位置にあったといえ、八尾市の「国際化」の定義がいかに構成されていったかを市民運動や行政などの動きから検討していく必要がある。

(注) 本発表における「外国人」とは外国にルーツを持つ人びとを指し、日本国籍を取得した人びとをも含む。